

手話に関する条例施行規則の制定状況

「条例の施行に関して必要な事項は、首長が別に定める」旨の委任規定を設けている自治体における規則の制定状況について以下のとおりとりまとめました。

	条例における委任規定の有無	規則の制定状況	その他の規則等の制定状況
【サンプル自治体】			
① 鳥取県手話言語条例	×		
② 神奈川県手話言語条例	×		
③ 群馬県手話言語条例	×		
④ 石狩市手話に関する基本条例	○	×	施策を推進するための方針
⑤ 手話に関する基本条例（新得町）	○	×	
⑥ 手話に関する基本条例（鹿追町）	○	×	
⑦ 松阪市手と手をハートでつなぐ手話条例	×		手話施策推進会議規則
⑧ 嬉野市心の架け橋手話言語条例	×		
⑨ 加東市手話言語条例	○	×	手話施策推進会議規則
⑩ 萩市手話言語条例	○	×	
⑪ 篠山市みんなの手話言語条例	○	×	手話施策推進委員会規則
【その他の自治体】			
⑫ 大和郡山市手話に関する基本条例	○	×	
⑬ 郡山市手話言語条例	○	×	
⑭ 名寄市みんなを結ぶ手話条例	×		
⑮ 神戸市みんなの手話言語条例	×		
⑯ 手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（明石市）	×		手話言語等コミュニケーション施策推進協議会規則
⑰ 三木市共に生きる手話言語条例	○	×	手話施策推進会議規則
⑱ 手で輪を広げる城陽市手話言語条例	○	×	手話施策推進会議規則